

昭和二十六年運輸省令第十三号

港湾調査規則

港湾調査規則(昭和二十二年運輸省令第二十四号)を次のように改正する。

(通則)

第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である港湾統計を作成するための調査(以下「調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二条 調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

(定義)

第三条 この省令で「港湾」とは、別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾をいう。

(調査の範囲及び事項)

第四条 調査は、甲種港湾に関しては次に掲げる事項について、乙種港湾に関しては第一号から第三号までに掲げる事項について行う。

- 一 入港船舶
二 船舶乗降人員
三 海上出入貨物
四 本船荷役
五 泊地及び係船岸

(調査期日)

第五条 前条に掲げる事項は、甲種港湾については毎月末日をもってその月間の、乙種港湾については毎年十二月末日をもってその年間の調査を行う。

第六条 削除

(報告義務者の範囲)

第七条 調査は、港湾の管理者又は次に掲げる者のうち、都道府県知事が選定した者(以下「報告義務者」という。)に対して行う。

- 一 第四条第一号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
二 第四条第二号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者
三 第四条第三号に掲げる事項については、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
四 第四条第四号に掲げる事項については、港湾運送業を営む者
五 第四条第五号に掲げる事項については、その管理者

六 前各号に掲げる者のほか、当該事項の実態を把握することができる者

第八条 都道府県知事は、報告義務者に対し、当該事項の調査期日までに、国土交通大臣が告示で定める様式による調査票を配布しなければならない。

(報告)

第九条 前条の調査票の配布を受けた者は、調査票に所定の事項を記入し、次の区分により同条の都道府県知事に報告しなければならない。

Table with 2 columns: 調査事項, 報告期日. Rows: 甲種港湾 (調査月の翌月十日まで), 乙種港湾 (調査年の翌年一月末日まで)

第十条 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、前条の調査票の配布を受けた者であつて、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第三条第一項の規定により適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部(以下「当該事項」という。)を調査に使用することに同意した者について、調査事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないこととすることができる。

(集計事項及び集計方法)

第十條 都道府県知事は、第四条に掲げる事項について、国土交通大臣が定める集計表により、各港湾ごとにこれを集計し、次の区分により国土交通大臣に提出しなければならない。

Table with 3 columns: 区分, 月報, 年報. Rows: 甲種 (調査月翌月末日まで), 乙種 (調査月の翌月末日まで)

2 都道府県知事は、前項の規定により集計表を提出したときは、前条第一項の規定により報告された調査票の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録

をいう。以下同じ。)(前条第二項の規定により調査票への記入を要しないこととされた事項に係るものを含む。以下「調査票情報等」という。)を国土交通大臣に送付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾にあつては月次別及び年次別、乙種港湾にあつては年次別に全国集計をするものとする。

(統計調査員)

第十一条 調査の事務に従事させるため、関係都道府県に法第十四条に規定する統計調査員(以下「調査員」という。)を置く。

2 調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集め、その他調査に関する事務に従事する。

第十二条 削除

(立入検査等)

第十三条 法第十五条第一項の規定により検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる事項は、第四条に掲げる事項とする。

(結果の公表)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第三項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾については月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。

- 月報 調査月の翌月末日
年報 調査年の翌年十二月末日

(調査票等の保管)

第十五条 調査票は、都道府県知事が二年間保管しなければならない。

2 国土交通大臣は、調査票情報等及び集計表を収録した電磁的記録を作成し、これを永年保存する。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。

附則 (昭和二十九年二月三日運輸省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。但し、別表(一)及び別表(二)の改正規定は、昭和三十年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年二月一七日運輸省令第六六号)

この省令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年八月四日運輸省令第六二号) 抄

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十五年七月四日運輸省令第六二二号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年一月一日から適用する。

附則 (昭和四十六年一月一日運輸省令第二号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年五月一日運輸省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年二月二七日運輸省令第七〇号) 抄

この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年二月二〇日運輸省令第六四号) 抄

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年二月二八日運輸省令第六一号)

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年二月一九日運輸省令第五〇号)

この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十二年二月二六日運輸省令第四一号)

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年四月二八日運輸省令第一六号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年二月二二日運輸省令第四四号)

- 1 この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年一月一日から施行する。
 - 2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
- 附則（昭和五十六年二月二六日運輸省令第五四号）**
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
- 附則（昭和五十七年二月二七日運輸省令第三五号）**
1 この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。
- 2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
- 附則（昭和五十八年一月二二日運輸省令第一号）**
この省令は、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律第三条の規定の施行の日（昭和五十八年一月二十三日）から施行する。
- 附則（昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号）抄**
（施行期日）
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）**
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成五年一〇月一日運輸省令第三〇号）**
1 この省令中第一条の規定は平成六年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。
- 2 調査期日又は調査の時期の末日がこの省令の施行の日前に属する調査については、なお従前の例による。
- 附則（平成一一年一二月一三日運輸省令第四九号）**
1 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。
- 2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
- 附則（平成一二年三月二四日運輸省令第一一号）抄**
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

- 附則（平成一二年一月二九日運輸省令第三九号）抄**
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附則（平成一四年八月二二日国土交通省令第九七号）**
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）**
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八二号）**
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二〇年一〇月一日国土交通省令第八一号）**
この省令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。
- 附則（平成二二年三月三〇日国土交通省令第一五号）抄**
（施行期日）
第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。
- 附則（平成二二年一〇月三〇日国土交通省令第六二号）**
（施行期日）
1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
- 附則（平成二六年一二月七日国土交通省令第八六号）**
（施行期日）
1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。
- 2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四五号）**
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中港湾調査規則別表の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 調査期日が前項ただし書に規定する規定の施行の日前に属する港湾調査（港湾調査規則第一条に規定する調査をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）抄**
（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
- 附則（令和五年一二月二五日国土交通省令第九六号）**
（施行期日）
1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
- 別表（第三条関係）**
- | | |
|---------|---|
| 北海道 | 紋宗谷港、枝幸港、霧多布港 |
| 府県 | 乙種港湾 |
| 都道府県種港湾 | 網走えりも港、浦河港、白老港、根室港、森港、榎法華港、松前港、釧路港、差港、瀬棚港、岩内港、余市港、十勝港、苫港、増毛港、羽幌港、天塩港、小牧港、室香深港、鷺泊港、杵形港、蘭館、函館、焼尻港、天売港、奥尻港、小樽港、石狩湾新港、石狩港、留萌港 |

青森県	青森港、尻深浦港、七里長浜港、野辺地、屋岬港、むつ港、大湊港、川内港、大間港、つ小川原港、子ノ口港、休屋港、八戸港
岩手県	久慈港、宮八木港、小本港、古港、釜石、大船渡
宮城県	仙台塩釜港、気仙沼港、雄勝港、女川港、萩浜港、金華山港
秋田県	能代港、船戸賀港、本荘港、川港、秋田
山形県	形酒田港、加茂港、鼠ヶ関港
福島県	相馬港、小久之浜港、江名港、中之作港、名浜港、翁島港、湖南港
茨城県	茨城港、鹿川尻港、土浦港
千葉県	千葉更津港、興津港、館山港、浜金谷港、千葉港
東京都	東京港、岡田港、波浮港、元町港、島津港、新島港、野伏港、式根港、蔵島港、神湊港、三池港、御蔵島港、神湊港、八重根港、青ヶ島港、二見港、沖港
神奈川県	川崎港、横須賀港、横葉山港、湘南港、大磯港、真
新潟県	新潟港、柏岩船港、寺泊港、赤泊港、津港、直江見港
富山県	伏木富山港、魚津港
石川県	七尾港、金和倉港、穴水港、宇出津港、沢港、小木港、飯田港、輪島港、福
福井県	福井港、敦鷹巣港、和田港、賀港、内浦、滝港、塩屋港
静岡県	沼津港、田熱海港、伊東港、下田港、子の浦港、石港、松崎港、宇久須港、清水港、大肥港、相良港、浜名港、土

井川港 御前崎港	愛知三河港 衣伊良湖港 倉舞港 東幡豆港	三重四日市港 千代崎港 白子港 宇治山田	滋賀津松阪港 津島港 的矢港 賢島港	京舞鶴港 宮久美浜港	大阪泉州港 阪深日港 尾崎港 泉佐野港	府南港 堺泉 尾崎港	兵庫西宮芦津居山港 竹野港 柴山港	和歌山新宮港 日宇久井港 勝浦港 浦神港	山歌高港 和歌古座港 袋港 日置港 文里	鳥取境港 田後港 米子港	島根西郷田港 三安來港 松江港 輕尾港	島根西郷田港 三安來港 松江港 輕尾港
-------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	---------------	------------------------------	------------------	-------------------------	-------------------------------	----------------------------------	--------------------	------------------------------	------------------------------

岡山東備港 岡布浜港 牛窓港 山田港 児	広島福山港 尾千年港 須波港 忠海港 福	山口下関港 小萩港 油谷港 特牛港 室津	徳島小松島港 撫養港 粟津港 今切港 中	香川丸尾港 石場港 立石港 仁尾港	徳島徳島小松島港 撫養港 粟津港 今切港 中	山口下関港 小萩港 油谷港 特牛港 室津	徳島小松島港 撫養港 粟津港 今切港 中	香川丸尾港 石場港 立石港 仁尾港	徳島小松島港 撫養港 粟津港 今切港 中	山口下関港 小萩港 油谷港 特牛港 室津	徳島小松島港 撫養港 粟津港 今切港 中	香川丸尾港 石場港 立石港 仁尾港
----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------	------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------

高知高知港 須甲浦港 佐喜浜港 室津港	福岡博多港 北芦屋港 大牟田港 若津港	佐賀伊万里港 諸富港 鹿島港 大浦港	長崎原港 長小長井港 西郷港 多比良港	熊本水俣港 八佐敷港 田浦港 百貫港	大分中津港 別高田港 白野港 国東港
------------------------------	------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

宮崎細島港 宮古江港 熊野江港 延岡港	鹿兒志布志港 波見港 根占港 大根占港	島津津延岡港 福島港 大島港 鹿島港	鹿兒島志布志港 波見港 根占港 大根占港	鹿兒島志布志港 波見港 根占港 大根占港	鹿兒島志布志港 波見港 根占港 大根占港
------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------